

令和6年第4回野洲市農業委員会
総会議事録

令和6年4月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和6年第4回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年4月10日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和6年第4回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 野洲 秀一
- 2 番 針本 一春
- 3 番 北中 良夫
- 4 番 井上 輝子
- 6 番 橋本 高明
- 7 番 森 恒仁
- 8 番 田中 靖志
- 10 番 北浦 一宏
- 11 番 木村 二郎
- 12 番 市木 和雄
- 13 番 米澤 博
- 14 番 井狩 憲一
- 15 番 辻 美智子
- 16 番 島村 平治
- 17 番 清水 稔
- 18 番 山本 芳隆
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 青木 章
- 21 番 川東 静佳
- 22 番 石塚 健一
- 23 番 小森 喜一
- 24 番 廣瀬 久雄
- 26 番 立入 三千男

2. 欠席委員

- 5 番 中濱 佳久、9 番 角出 昇、25 番 山田 富男

会議に参与したる職員

- | | | |
|-------|------|--------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 西野 智 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |
| | 専門員 | 遠藤 総一郎 |
| | 主 任 | 松本 真紀子 |

農林水産課 課 長 高田 城
主 査 牧 利昌
主 事 亀井 茜里

議 長 みなさま、おはようございます。
本総会がスムーズ執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。
ただいまから、令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。
日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。
本日の出席委員は23名であります。
欠席委員は5番 中濱委員、9番 角出委員、25番 山田委員であります。

これより、日程に入ります。
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
19番 岩井委員、20番 青木 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第13号から議第17号の5案を順次上程いたします。
議第13号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題といたします。
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、利害関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。
第●番 ●●●委員の退席を求めます。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第13号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、をご説明いたします。
案件は2件でございます。
議案書の2ページをお願いいたします。資料は別紙Aの1ページから4ページになります。
まず1件目でございます。資料は別紙Aの1ページから2ページになります。
三上 ●●●番、登記地目：田、現況地目：畑、面積 103㎡について、譲渡人 ●●● 氏から、譲受人 ●●● 氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転

をされるものです。

申請地は、譲渡人の●●●氏が長年耕作をされてきましたが、高齢になり自宅から離れた申請地へ通うことも難しくなってきたことから、経営拡大を希望していた譲受人の●●●氏に農地の購入について打診したところ、●●●氏がこれを了承され、今回の申請に至っております。

申請に対しまして、●●●氏は今後も農業を続けていきたいという意向であることから、●●●氏の耕作が可能であると判断しております。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目におきましても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりでございます。

続いて2件目です。資料は別紙Aの3ページから4ページになります。

安治 ●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積 288㎡について、譲渡人●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人の●●●氏は、現在は市外で生活をされておられ、この度申請地の農地を相続によって取得されました。しかし、自宅から遠く、自身は農業の経験もないことから、今後の農地の管理も難しいと考えられ、申請地の近くに住む●●●氏に農地の購入について打診したところ、●●●氏がこれを了承され、今回の申請に至っております。

申請に対しまして、収穫された作物は、自家消費用および大型直売所へ出荷される予定をしておられ、農作業経験などから、●●●氏の耕作が可能であると判断しております。

別紙Aの2ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きます。意見委員の説明を求めます。

1件目につきまして、第12番 市木委員お願いします。

市木委員 12番 市木です。譲渡人の●●●さんと譲受人の●●●さんのおきまして、売買の話がまとまりまして、今回申請されるものであります。

どうぞ皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 続いて、2件目につきまして、第10番 北浦委員をお願いします。

北浦委員 10番 北浦です。安治の案件について説明します。

本来、安治地先の意見委員は●●●委員になりますが、●●●委員が今回の案件の当事者であることから、代わりに私が意見委員を務めさせていただきます。事務局からの説明があったとおり、●●●氏は相続によって農地を取得されましたが、遠方に住んでおられ、耕作をすることが難しいため、申請地のすぐ隣に住む●●●氏に売買の相談をされ、話がまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第13号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第13号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって議第13号は許可することに決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた●●●委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第13号は可決決定いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、議第14号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議第14号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、をご説明いたします。

案件は4件でございます。

議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Aの5ページから24ページになります。

まず1件目です。資料は別紙Aの5ページから10ページになります。

乙種 ●●●番、他2筆、面積合計 177.06㎡について、譲渡人 ●●●氏から譲受人 ●●●氏へ売買により、自己用戸建専用住宅にするために転用申請があったものです。

●●●氏は現在野洲市内のアパートに居住されておりますが、家族が増えたことでアパートでの生活が手狭になったため、一戸建住宅を建築したいと市内で土地を探しておられたところ、不動産業者を通じて申請地を紹介され、所有

者である●●●氏との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。
造成につきましては、盛土によって造成され、周囲を既設および新設のブロックで囲い、北側に設置する会所柵に雨水排水が流入するように、勾配をつけて造成される計画です。

別紙Aの5ページの調査表をお願いいたします。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

つづいて2件目でございます。資料は別紙Aの11ページから15ページになります。

北櫻 ●●●番、他4筆、面積合計 922 m²について、譲渡人 ●●●氏他3名から、譲受人 ●●●氏へ売買により、農機具格納庫にするために転用申請があったものです。

譲受人●●●氏は、北櫻周辺で自作地・借入地を含めて約30町の田を耕作されておられ、コンバインなどの大型の農機具も数多く所有されておられます。以前から、現在の農機具置場では手狭であると感じておられたことから、今回北櫻の農地に近いところに農機具格納庫を建築したいと考えられ、譲渡人の●●●氏らに土地の売買を打診したところ、これを了承され、今回の申請に至っております。

造成につきましては、盛土によって造成され、表面は碎石を敷き流し、周囲は新設のブロックで囲い、南西側に設置する会所柵に雨水排水が流入するように、勾配をつけて造成される計画でございます。また、敷地の一部で農機具の洗浄を行う予定であることから、会所柵には泥溜めを設け土砂や濁水が流出しないよう敷地内で処理されます。

別紙Aの11ページの調査表をお願いいたします。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。第1種農地は農業用施設の用に供するものにしか転用許可ができませんが、今回の用途は農機具格納庫であることから、許可できるものと考えます。その他の項目についても記載のとおりです。

つづいて3件目です。資料は別紙Aの16ページから18ページになります。

北櫻 ●●●番、登記地目・現況地目ともに田、面積 324 m²について、譲渡人 ●●●氏 から、譲受人 ●●●氏へ売買により、駐車場用地にするために転用申請があったものです。

2件目の農機具格納庫に保管する大型農機具などを農地に運搬する為に使用する

4トントラックや2トントラックを駐車するスペースが必要となりますが、農機
具格納庫用地に隣接する申請地が適地であるため、土地の所有者である ●●●
氏に土地の売買を打診したところ、これを了承され、今回の申請に至っておりま
す。造成につきましては、盛土によって造成され、表面は碎石を敷きこみます。
南西側に設置する会所柵に雨水排水が流入するように、勾配をつけて造成される
計画です。また、会所柵には泥溜めを設け土砂が流出しないよう対策されます。
別紙Aの16ページの調査表をお願いいたします。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、2件目と同様に、第1種農地と判断します。その
他の項目についても記載のとおりです。

最後に4件目でございます。資料は別紙Aの19ページから24ページになります。
市三宅 ●●●番、登記地目：田、現況地目：畑 面積 578㎡のうち、431.87㎡
について、貸人 ●●●氏から借人 ●●●氏へ使用貸借により、自己戸建
専用住宅にするために転用申請があったものです。借人の●●●氏は現在市内の
アパートに居住されていますが、自分たちの住宅を構えたいと考えられ、将来の子
育てや親の介護等の可能性も考慮して、●●●氏の実家に近いところで土地を探
していたところ、●●●氏の父で貸人の●●●氏が所有する農地が適地と考え
られ、●●●氏との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。

造成につきましては、盛土と切土によって造成され、周囲は新設のブロックで囲い、
周辺の農地に土砂が流入しないよう対策されます。また、雨水排水は東側に設置す
る会所柵に流入するように、勾配をつけて造成される計画です。なお、同地番で転
用申請外となる約140㎡については、引き続き畑として耕作される予定です。

別紙Aの19ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、相当数の街区を形成している区域内にある農地であ
ることから、第2種農地と判断し、転用にあって代替地がないことから、許可で
きるものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

1件目につきまして、第24番 廣瀬委員お願いします。

廣瀬委員 24番 廣瀬です。乙窪の案件について説明します。

詳細については事務局からの説明があったとおりですが、
譲受人の●●●氏が、戸建て住宅を建設できる用地を市内で探しておられたとこ
ろ、譲渡人の●●●氏との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至っておりま
す。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、2件目と3件目につきまして、第20番 青木委員お願いします。

青木委員 20番 青木です。北櫻の案件、2件について説明します。

事務局からの説明があったとおり、譲受人の●●●氏は北櫻で大規模な営農を行っておられ、数多くの大型の農作業用機械を所有されていますが、現在は露天で保管されています。今回の申請は、その農作業機械を格納するための倉庫と、農地へ運搬するためのトラックの駐車場用地への転用になります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 最後に、4件目につきまして、第3番 北中委員お願いします。

北中委員 3番 北中です。

この案件については、●●●さんの娘である●●●さんが現在市三宅のアパートに住んでおり、家を建てたいということで、●●●さんの家の隣の農地に家を建てることになりました。なお、登記面積の578㎡の431.87㎡を後ほど分筆手続きされる予定です。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第14号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第14号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第15号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

この案件につきましても、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第17番 清水委員、第19番 岩井委員の退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第15号 農用地利用集積計画について、をご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。

内容は別紙Bの明細書のとおりです。では、別紙Bの2ページをご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 41 筆、86,411 m² です。

別紙Bの3ページをご覧ください。

所有権が移転されたのは、合計 2 筆、3,660 m² です。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

3 番 北中委員

北中委員 地域計画の目標地図の提出は5月末までだが、利用権設定はいつまで受付をされるのか。

議 長 農林水産課

農林 正確な時期は確定していないので、また改めて説明の場を設けますが、今年12月
水産課 月末までになる見込みです。

議 長 23 番 小森委員

小森委員 利用権設定を10年としていた場合で、地域計画で他の耕作者に割り当てるとなると、利用権設定の解除が必要になるか。

農林 地域計画と利用権設定が合わない場合、地域計画に合わせる必要があるのではない
水産課 かではというご質問と理解しています。

その場合、おっしゃる通り、合意解約をしていただき、その後地域計画に沿った権利設定の契約が必要になります。

議 長 8 番 田中委員

田中委員 契約期間の途中で解約して、地域計画に沿った契約を結ばなくてはならないのか、それとも、契約期間終了後に地域計画に沿った契約を結ぶことになるのか。

農林 経過措置で相対の利用権設定がありますが、地域計画の前に設定された契約は地域

水産課 計画が出来たからといって影響を受けるものではありません。しかし、その利用権設定を途中で解約した場合は、その後の契約は地域計画に沿ったものではないといけません。もう一つのパターンとして、先の権利設定が満期終了した場合、その後の契約は地域計画に挙げられた耕作者との間でしか結ぶことができません。

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第15号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第15号について賛成の方の挙手を求めます。

小森委員 (中略) 今後、地域計画と齟齬は起きないのか。
2本の契約形態を並行して運用すべきではないと思う。
それから、利用権設定の賃料の●●●円は水稻か野菜か。

農林 賃料は野菜です。
水産課 (中略)

議 長 意見としていただき、近隣市町の取扱い方も研究してもらいたいと思います。
先ほどの採決については、挙手多数ということで、議第15号は原案どおりと決定いたしました。
退席された委員は自席へお戻りください。
退席されていた2名の委員に報告いたします。
只今議題になっております、議第15号は可決決定いたしました。

続きまして、議第16号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第16号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、をご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。資料は別紙Cになります。
当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。
内容は別紙Cの明細書のとおりです。では、別紙Cの1ページをご覧ください。
中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、合計 3 筆、5,727 m²です。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結い

たします。

それではこれより議第16号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第16号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方の挙手を求めます。挙手全員と認めます。

よって、議第16号は原案どおりと決定いたしました。

続きまして、

議第17号 野洲市農業委員会規程の改正について、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議題17号 野洲市農業委員会規程の改正について、をご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。資料は別紙Dになります。

当議案は、農業委員会ですべて所有する公印の取り扱いの変更、その他条文の修正を行うために提出したものです。同規程、第11条において、この規程を改正するときは、総会の議決を経なければならない、とされていることから今回の上程に至っております。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第17号について、原案のとおり改正することに、賛成の方の挙手を求めます。挙手全員と認めます。よって、議第17号は議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の

報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。資料は別紙Aの25ページから26ページになります。

1件目です。資料は別紙Aの25ページをご覧ください。

小篠原 ●●●番、登記地目：雑種地、現況地目：畑、面積82㎡について、譲渡人●●●氏から、譲受人●●●氏へ売買により駐車場へ転用するために届出があったものです。

つづいて2件目です。資料は別紙Aの26ページをご覧ください。

富波 ●●●番、登記地目：田、現況地目：畑、面積500㎡について、譲渡人●●●氏から、譲受人●●●氏へ売買により共同住宅へ転用するために届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

13番 米澤委員

米澤委員 登記地目に対して現況地目が変更となった場合、所有者から申請や顛末書の提出はないのか。

事務局 転用の届け出があった際に登記地目と現況地目に差異が判明した場合は、顛末書の添付を求めています。それ以外の転用に至らないケースには書類の提出は求めています。

米澤委員 市街化区域だからか。

事務局 制度的にはそこまで求められていないものになります。

議 長 ご質疑はございませんか。ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、

令和6年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 15分